

最高裁秘書第1237号

平成31年3月12日

山中理司様

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員長 高橋 滋

理由説明書の写しについて（送付）

下記の諮問について、最高裁判所から当委員会に提出された理由説明書の写しを
別添のとおり送付します。

記

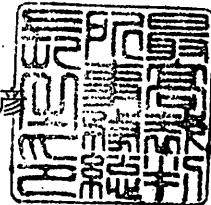
諮問番号 平成30年度（最情）諮問第91号

（担当）秘書課文書開示第一係 電話03（3264）8330（直通）

平成31年3月8日

情報公開・個人情報保護審査委員会 御中

最高裁判所事務総長 今崎幸



理由説明書

下記1の諮問について、下記2のとおり理由を説明します。

記

1 諒問日等

(1) 諒問日

3月8日

(2) 諒問の要旨

苦情申出人は、最高裁判所がした不開示の判断に対し、「本件対象文書が本当に存在しないかどうか不明である」と主張しているが、当該判断は相当であると考える。

2 理由

(1) 開示申出の内容

71期新任判事補に対する最高裁判所長官の訓示内容が書いてある文書

(2) 原判断機関としての最高裁判所の判断内容

最高裁判所は、(1)の開示の申出に対し、2月19日付けで不開示の判断(以下「原判断」という。)を行った。

(3) 最高裁判所の考え方及びその理由

ア 原判断は、本件開示申出に係る文書について「作成又は取得していない。」として不開示としたものである。

イ 本件開示申出書記載の「71期新任判事補に対する最高裁判所長官の訓示

内容が書いてある文書」とは、新任判事補辞令交付式において、最高裁判所長官が新任判事補に対して話をする機会があったが、その話の内容を記載した司法行政文書を指すものと考えられる。

ウ 新任判事補辞令交付式に当たり、最高裁判所長官の新任判事補に対する話の内容を記載した司法行政文書を作成するような定めはなく、必ず作成しなければならないものではない。そして、本件開示申出を受け、最高裁判所内を探索したが、本件開示申出に係る司法行政文書は存在しない。

エ 以上より、本件開示申出に係る文書は、作成し、又は取得していないから、原判断は相当である。